

平成 24 年度 第 1 回生活衛生関係営業等衛生問題検討会	
平成 24 年 4 月 27 日	参考資料 1

平成 23 年度 第 6 回生活衛生関係営業等
衛生問題検討会
議事録

厚生労働省健康局生活衛生課

平成 23 年度 第 6 回生活衛生関係営業等衛生問題検討会
議事次第

日 時：平成 24 年 3 月 16 (金) 10:03～12:33
場 所：全国生衛会館 大研修室（4 階）

1. 開会

2. 議事

- (1) 旅館業における規制緩和について
- (2) まつ毛エクステンションについて
- (3) ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について
- (4) その他

3. 閉会

○鶏内課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「平成 23 年度第 6 回生活衛生関係営業等衛生問題検討会」を開催させていただきます。

本日は、千葉市の本構成員の代理といたしまして、千葉市健康部生活衛生課の春名主幹に御出席いただきしております。また、兵庫県丹波県民局県民室の澤野県民課長と兵庫県企画県民部地域振興課阿部主査に出席いただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

- 「資料 1 田舎暮らし小規模民宿開業について」。
- 「資料 2 建築物の安全性確保のための技術基準等について」。
- 「資料 3 一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会提出資料」。
- 「資料 4 日本ウイングエクステンション協会提出資料」。
- 「資料 5 ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について」。
- 「資料 6 建築物衛生法に基づく資格に関する検討事項」。

続きまして、「参考資料1 平成23年度第5回の検討会議事録」。

「参考資料2 旅館業における規制緩和について」。

「参考資料3 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和の要望説明資料」。

「参考資料4 理容師、美容師養成施設の教科書に導入予定の内容」。

「参考資料5 まつげエクステンション協会連合会加盟協会名」。

「参考資料6 平成20年度の課長通知」。

「参考資料7 平成22年度の課長通知」。

「参考資料8 厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会の報告書」でございます。

机の上に構成員限りの資料といたしまして、「一般社団法人NEA日本まつげエクステ協会提出資料」「日本ウイングエクステンション協会提出資料」を用意してございます。

以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただけますよう、お願ひいたします。

また、本日の検討会は公開で行われておりますので、念のため申し添えさせていただきます。

それでは、倉田座長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○倉田座長 おはようございます。

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日は、旅館業における規制緩和について、まつげエクステンションについて、もう一つは、ビル管理技術者、理容師、美容師試験の指定制度について議論をしたいと思います。

また、臨時構成員の皆さんには、議題の内容によって入れかわりますので、よろしくお願いします。

それでは、最初に旅館業における規制緩和について、事務局より説明をお願いします。

○新津課長補佐 事務局から説明をさせていただきます。

お手元の資料につきましては、資料1と資料2、今、追加でお配りさせていただきました1枚の紙になります。これまで旅館についてと、規制緩和について検討をいたしましたわけですけれども、資料1をごらんいただきますと、田舎暮らし小規模民宿開業について、町家・古民家を活用した宿泊施設、田舎暮らし小規模民宿、こちらについて比較をしております。それぞれ、左側の欄をごらんいただきますと、ねらいと規制緩和要望の内容、対象施設が具体的に特定できるか、規制緩和により危惧される問題、危惧克服するための代替措置、こういった項目によりまして、町家・古民家と田舎暮らし小規模民宿について、それぞれ項目を起こしております。

黄色に網がかかった部分につきましては、厚生労働省として問題意識を提示した中で、兵庫県さんの方から御回答いただいた内容になっております。これは後ほど、兵庫県さんの方からお話をいただくということにしております。

続きまして、資料2でございます。1枚おめくりいただきたいと思います。これは消防庁予防課長名で、平成19年に通知されたものでございます。消防用設備について、基準の特例を適用するということで通知がされております。この背景としましては、特区要望がされた中で、消防庁においては、柔軟な対応ができるようにということで、通知がされたものでございますけれども、第1をごらんいただきますと、特例基準を適用できる防火対象物の中の下から2行目の、「農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長または消防署長が認めるもの」。これについては、次のページまでつながりますけれども、誘導灯、誘導標識の設置が省略できるといった内容になっております。

追加で1枚お配りさせていただきましたが、資料1の2枚目をごらんいただきますと、農家民泊等の運営に係る規制の状況、これは参考資料としまして、兵庫県さんの方で作成していただいた資料でございますけれども、その中に追加部分は簡易宿所営業として、どういう規制がまづかかっているのかといったものを、追加させていただいたものでございます。

それでは、資料1に基づき説明させていただきたいと思います。

○堀江課長 おはようございます。生活衛生課長です。

一つだけ追加させていただきます。この検討会で、何度もわたりまして、同じ兵庫県の出石の方の、町家・古民家の関係の方は整理いたしまして、特区推進本部の方でも、今、着々と了承手続きが進んでいるところでございます。資料1の方は、これから兵庫県さんに、年度末の忙しいところを来ていただきまして、説明いただきますけれども、前回で申し上げますと、資料1の左側に町家・古民家、右側に田舎暮らし小規模民宿と書いてあるわけでございますけれども、町家・古民家の部分につきましては、この検討会で対象物も要件も特定されて、かつ、安全性の代替措置も講じられることが大体確認できたので、全国展開していくというふうにかなり煮詰めることができました。

今日、御説明いただく田舎暮らし小規模民宿の話は、まだ、この検討会として、そこまで煮詰めきていないところがあつて、前回、兵庫県の代表の方に来ていただいたわけですけれども、今日は、更に詳しくお聞きできればと思っております。意図が悪いということはないと思いますけれども、衛生面の確保をする側からして、どういうことなのかということを、もう少しあみ砕いて理解できると、それならばこういうことができるとか、こういうことが予防の代替措置になるだろうか、というような議論もできるのではないかということから直接来ていただくことにいたしました。よろしくお願ひします。

○倉田座長 それでは、今、話がありましたように、兵庫県の澤野県民課長から説明をお願いします。

○澤野（兵庫県丹波県民局県民室県民課長） 兵庫県丹波県民局県民課の澤野でございます。本日は、委員の皆様にはお忙しい中、丹波県民局の関係の案件に御説明させていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

お手元に御準備いただいたおります資料1でございます。ねらい等につきまして、先ほど御説明がありましたとおり、町家・古民家を活用した宿泊施設との対比となっております。その中で、厚生労働省の方から問題意識とされております内容について、私どもの関係で書かせていただきました。

まず、ねらいでございます。今回、私どもの方から提案しているのは2件ございまして、一つは、伝統工芸品を製造している者が、その製造を通じて地域の文化、あるいは生活の体験等による、余暇活動をする機会を提供する場合についての規制緩和。もう一つは、地域で増加しております空き家を、地域の共有資産として活用することによる都市部との交流機会、そういう機会を通じての民宿・旅館業に該当するような行為をする場合の規制緩和。この2点でございます。

規制緩和の内容は、1点目の伝統的工芸品の製造者の場合と、2つ目の市と連携して集落活性化などに取り組むNPO法人等が、市が策定した計画の下に市の認可を受けてする場合について、今、農家民宿で規制緩和がされておりますものと同等の措置をとっていただきたいという内容でございます。

対象施設が具体的に特定できるかという御質問につきましては、1点目の伝統的工芸品については、国指定のものと県指定のものがございますけれども、すべて伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づくものでございまして、その範囲は特定される。更に具体的に言いますと、例えば丹波焼にかかるものであれば、その業務をやっている者は60軒余りでございまして、その中の今回は特に先の農家民宿の規制緩和に該当しない、いわゆる非農家についての申請という形で特定できるということでございます。2点目のNPO等が行うものについては、市等が策定する集落の空き家利活用計画等、一定の条件に適合するもののみということに限定することによって、誰でもできるというわけではない形をとることを考えております。

規制緩和により危惧される問題として、そこに何点か厚労省さんの方から問題意識として提起されておりますけれども、まず、①の33m²を下回る施設の有無が不明については、後ほど説明させていただくとして、②の、下回る部分のみを取り出した申請をするのではないかというような点。③の、同様の空き家が多く、規制そのものが形骸化のおそれがあるのではないかということ。④の、安全の確保、帳場の設置義務などについての、常駐する管理者についても不明。

その辺りについては、前回の説明の中で十分に、こちらから御説明できなかつた点があろうかと思いますけれども、今回、御説明させていただきますと、②、③、④については、基本的に今回私どもが考えておりますのは、農林漁業者の経営する農家民宿と同様の形をするということでございますから、現に丹波管内における農家民宿の許可を受けているところで、そういうものの苦情とか違反行為が出ていない現状は確認しておりますので、同等の形をとっても問題がないのではないかと考えているところです。更にNPO等が行う行為については、あくまでも市の認定条件で制約をかけることによって、そういうおそれ

もないと考えているところです。

33 m²の基準については、伝統的工芸品の製造者が、例えば丹波焼の場合でございますと、先ほど申し上げました 16 の非農家がする場合に、副業的にする場合を想定しておりますが、実際に丹波焼の窯元は、自宅の付近に工芸するところを設けておりまして、自宅の一部を、泊まりたいという御希望のあった方に対して提供する、そういう場合が出てくると考えております。その場合は、33 m²でありますと 20 収容くらいの部屋が要るわけですけれども、窯元の人が住んでいる自宅のうち、20 収容以上の場所を確保するというのは、なかなか難しい現状がございます。そういうことありますので、それについては、農家民宿と同等の形を何とかお願いできないかということでございます。

もう一点目の、市と連携して行う NPO 等の取り組みに対しての規制緩和につきましては、丹波管内では地域の活性化を課題としている NPO は二、三ある程度でございます。もう少し考えておりますのは、地方の場合は、集落を単位とする単位自治会があって、その中で地域のコミュニティ活動が行われているという現状がありますが、更にそれをもう少し広げて、例えば、今、考えておりますのは、小学校区単位での都市住民との交流活動に取り組む場合、そういう団体を兵庫県では地域コミュニティの再編のために誘導してつくっているわけですけれども、そこが都市住民との交流をする際に、都市部からの方が泊まりたいとおっしゃった場合に、泊まれるような行為に対してやはり旅館業法の法規制がかかってくるわけでございますから、その場合について農家民宿と同等の規制緩和を認めていただけないかということでございます。

小学校区単位のエリアというのは、小学生が徒歩で通学できる範囲でございますので、それほど広いエリアではございません。小学校区単位の組織がその地域内の空き家を活用して、農家体験とか、よくあるのは棚田オーナーといったものをやっている場合がありますけれども、それをするのと併せて、都市部の方が一時的に空き家に泊まる場合に、無料というわけには、当然、電気代とかそういったものがかかるべきですから、そういう経費を若干補てんする意味からも、有料で泊まる場合に農家民宿と同じ形をとれないものかということで、今回、提案させていただいているところでございます。

それから、危惧を克服するための代替措置ということでございますけれども、伝統工芸の分については、住宅の一部でございますから、そういう危惧は当然出てこない。問題になるのは、集落等の空き家を活用してする場合がやはりそういう懸念が起こることにならうかと思いますけれども、その場合については、空き家の近くに管理人がいたり、実際に泊まられる場合には、誰かお世話をされる方を設けて、法が求めている安全性の確保ができるものに対して市が認定するという形をとっていれば、そういう危惧はまず起こらないのではないかと考えております。

最後の対象施設が具体的に限定ということについては、繰り返しになりますが、伝統的工芸品や市が認定することによって、どの施設でもというものではなく、対象施設は限定されることから、危惧がなく農家民宿と同等の措置がとれると考えております。

○倉田座長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か質問あるいは御意見がありましたら、どうぞ。

○堀江課長 私の方の目が行き届かなかつたところもあって、訂正を絡めてですけれども、資料1の厚生労働省問題意識と書いてあるところの一番下に、規制緩和は困難と書いてあります。これは私の記憶では、厚生労働省として問題意識に入れた気にはなっていなくて、まだ、こういう断定はしていません。担当者同士で、あるいは兵庫県にお伺いする中で、どういう経過で入ったのかはわかりませんけれども、規制緩和は困難というところまでは決めつけはしておりません。まだ不明というところまででして、困難か困難でないかを検討するのがこの場なので、そこは訂正させていただきます。矢印の部分はまさに検討している途中なので、検討する前から決めつけることはありません。兵庫県さんの方で、全国展開が可能という主張は、それはそれで書いていただいて結構だと思いますけれども、そこは訂正させていただきますので、矢印から下をとらせていただきます。

お聞きしていると、2つのものを一遍にやろうとしているというところが、やっとわかつてきただとか、工場と空き家というのは異質のものですねというところがあつて、伝統工芸の方は、恐らく農家民宿の農業体験と、体験をするという意味合いで見ると、似たような側面があるだろうというふうにお聞きしたのと、空き家の場合は、伝統工芸という形容詞に引っかかってしまって、それなのかと思っていたら、全然関係がなくて、空いているところはもっと活用できるようにしましょう、それが地域の再開発になりますと。趣旨としてはわかりますけれども、そういうことかなというふうに思います。

伝統工芸の方で言うと、そういうものはどうなのかという話と、一部屋空いているから使わせてあげたらくらいの話ならば、旅館としてお迎えするだけの体制ができているのかというところはもう少しお聞きしたい。本当にお一方泊めるだけだったら、そんなものでお金を取らず、体験料か何かを取って、ついでに泊まりたい人は泊まつてもいいですよくらいのやり方もあるのかなというような気もして、旅館業法の許可を取る実益がもう少しお聞きできたらというようなところがございます。

空き家の方で言うと、これは前から話をしていますが、千代田区で話をしているわけではなくて、神戸でもなくして、比較的田舎の方で、なぜ33m²も確保できないところがあるのだろうかというところがあつて、そこがわかりづらいという話と、この話で、仮に全国展開していけば、全国どこでも同じパターンでやっていけば、こういう形態の旅館を認めるのですかというような、今回のこれは特区の話だというのはよくわかった上で、少しそういうところまで考えていく必要があるのではないかと思っています。

まだまだお聞きしたいことはたくさんありますが、やっと今、お聞きしてわかったのは、空き家も伝統工芸の文化的なにおいがするような気がしていたのが、そうではなくて、これは地域の再開発の話だというふうに分けて考えた方がいいのだというように感じました。
○倉田座長 お聞きしたいのですが、我々が昔々学生のころのちょっと前ぐらいから、民宿というのがはやり出しまして、冬はスキー、夏は田んぼで田植えを体験させるとか、稻

刈りとか、そういうのと同じ民宿がやっていますが、それとどう違うのですか。全く同じではないですか。趣味でやる話と、スキーをやるのか、田植えをやるのか、工芸をやるのか知らんけれども、一律の趣味の話だと思います。今ある民宿の形態とここでやろうとしているのと、どう違うのでしょうか。

○澤野 基本的に2つ目の方の考え方の下にありますのは、地域において、空き家といつても完全に空き家ではなくて、都市に普段勤められて、當時その家にはおられないという家がかなり増えてきております。それが年月を経るに当たって老朽化したり、あるいは最終的には地元に帰ってこない、そういったものが増えている現状で、それを何とかしないといけないというのが県あるいは地元市の共通の課題となっております。それをするために、個人での管理というのは難しいので、地域が空き家を共有の資源として使うことで、その一つの取り組みとして都市部の方にたくさん来ていただきて、最終的には地域定住につなげられないかというのが私どもの趣旨です。

田舎の方に来られる場合には、自然豊かなところでございますので、そういう中で取り組みといえば、先ほど申し上げました棚田オーナーとか、農業体験とか、そういったことをすることによって、地域のよさ、あるいは集落の人とのつき合いとか、今、よく言われます糸、そういったものに触れ合う機会を都市部の方に共有していただく。そういうことを考えているわけですけれども、そのために、空き家を活用するとして、そこに泊まつていただくとすると、ただでというのはやはり長続きしませんので、なにがしのお金を取るということになりますと旅館業法の規制がかかってくるようになっております。

方法としては、今、課長さんがおっしゃいましたように、何らかの工夫をすればということがあるかと思いますけれども、今、定期賃貸借契約というのがあります。これは、1年未満でもできますと法律上はなっていますけれども、具体的に1日でも可能ですが、その形をとりますと、状況によっては旅館との差が出てこないというようなこともあるって、京都の町家ステイとか、ウィークリーマンションとか、そういったものとの関係で、そういう場合も旅館業法の制約が出るということもお聞きしておりますので、それならばということで考えたのが、既に先行している農家民宿と同等の扱いであれば何とか対応できるのではないかということで、今回、提案させていただいております。

○大井田構成員 濟みません。シンプルに言っていただきないと、よくわからないです。もっと端的に言っていただきたいと思います。

○倉田座長 ちょっと口をはさむようですが、今おっしゃったことはすごく陳腐なことで、あちこちの田舎の、岩手県、長野県の山の方もそうですが、どんどん人がいなくなっていて、こんなところに住んでいられない。東京とか都会で育った人は、そこに行きましょうというのなら自由に行ったらいいじゃないですか。

実際に私の知人も、大きな農家があったのですが、みんな東京へ来てしまって誰もいない、そこを東京の人が入って、夏に塾をしたり、それは自由にやっているので、そういうことと何が違うのですか。そこがよくわからないのです。この間もお聞きして、今回もお

聞きして、何が違うのかわからないのです。早い話、したい人が勝手に、町おこしするなり村おこしするなり、おやりになればいい話で、あちこちでやっていますね。夏の間だけ、借地借家法か知らないけれども、おうちを借りて住んで普段は空き家になっているとか、そんなのはいくらでもあります。そういうたぐいと何が違うのですか。粘土をこねるならこねるでもいいし、という話ではないのですか。今、大井田さんも質問されました、おっしゃっていることがもう一つ見えないのですが、どうしたいということなのですか。

○澤野 結論から申し上げまして、農家民宿と同じ形の規制緩和をいただきまして、年じゅう使える形をとりたいということでございます。

○倉田座長 それは、おうちをそこに持っている方と、誰も住まなくなつてそこをお借りしたい人が勝手に契約してお使いになればいいのではないか。何が違うのですか。そこが全くわからない。

○澤野 所有者は、今、地元にいないわけですから、その所有者とNPOとか、地域のコミュニティ団体が契約をして、それを地元が使うという前提の下に展開をする。都市部の方にお貸しするという形をとりたいということです。

○秋山構成員 そうすると、NPOは建物の貸与を仲介するという不動産業ではないですか。旅館業には該当しないでしょう。

○澤野 所有者とNPO等の間には賃貸借契約、あるいは使用貸借契約を長期のものを結んで、利用する権限を持っている。こうした上で、都市部からの方に一時的に貸すという形をとります。

○秋山構成員 NPOの法人さんが家の持ち主さんと契約をしてお借りして、それを又貸しするという形ですね。

○澤野 そういうことです。

○長見構成員 今、引っかかっているのは、旅館の民宿というのは、食事を出したり、宿泊のお世話をNPOがすることですか。そうではなく建物だけを貸すという、どちらになるのですか。

○澤野 基本的には、食事をつくるのは利用者につくっていただくということになります。

○堀江課長 旅館業法というのは現実に動いているわけで、旅館になったときにはいろいろな規制もあるだろうという辺りも、池田委員、春名委員からもお話が出るような期待をしています。

○池田委員 こういう体験については、短期というよりは、逆に貸部屋業的にして、施設の衛生管理の維持管理責任は誰にあるのか。これが、営業者にあれば旅館業法該当の部分が強いと思いますが、アパート的な3か月とか長い単位で考えて、しかも衛生上の部屋の管理は借り主がやるという形になれば、完全にアパートの短期と同じような形ですので、そういう形である程度経験させて、対応される方がいいのかなというふうには思うのですが。お話を聞きますと、空き部屋が増えているということで、都市部の住民の方が、そういうところに来て、ひいては地域の定住化に結びつけるというお話ですけれども、それを

旅館業法の規制緩和の部分で対応するというのはどうなのかなと。それは全国的にそういう要望が出ているのか。それとも兵庫県だけのお話なのかというのが、疑問にも感じたところです。

ただ、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、貸部屋業的にやって対応していくというのも、いいのではないかなど感じたところです。

○澤野 貸部屋的にという点についても検討はいたしました。やはり旅館業法との整合をきっちりするためには、短期といいましても1日とか、2～3日、あるいは1週間というものは認めがたいということがございますので、実際にそういう地域の方と都市部の方との交流という形はせいぜい1週間までという形ですので、どうしても旅館業法抜きには考えられないところがございます。

旅館業法に該当しないためには、無料にすればいいのではないかということもありますけれども、無料であれば、それを誰が負担するのかという話があって、なかなかそれも難しいところがございますので、いろいろ考えましたが、それならば農家民宿と同じ形をとっていただければ、その範囲の中でそういうことができるのではないかというのが提案の趣旨でございます。

○倉田座長 しつこい質問をもう一度しますけれども、私の空き家がここにあります、あなたが、ここを使わせると。では1か月使うなら5万円払いなさい、壊したら直しなさいと、そういう話とどう違うのですか。国がオーソライズしなさいという話ですか。そこが見えないのでですが。

○澤野 長期であれば定期賃貸借契約の形をとれるし、そうするべきでしょうけれども、もう少し短い期間において、有料で宿泊させる場合にどうするかというところでございまして、そのためにも農家民宿と同じ扱いをお願いしたというところでございます。

○倉田座長 余り世の中の実情を御存じないですね。長野県の飯田市の隣にある下條村は、村長さんが先頭に立ち、若い家族を呼び込み、家賃を安くするとか配慮して、更に足りなければつくって、町から人を呼んできて、飯田市ですから通勤できるのですが、そこにどんどん人が増えています。空き家はもうなくなってしまったと聞いています。勿論、都会に逃げ出した人もいるし、子どもがいなくなったからまた空き家になって、またそこに呼んできて、サイクルが回っているようなものですけれども、そういうものとどう違うのですか。住む人がお金を払って住んで、半年いて嫌な人は逃げてしまうし、それはそれでいいので、空いている家を借りるのに、何か特別なルールが必要なのでしょうか。そこが見えないので。

NPOは何も関係ないじゃないですか。不動産屋さんを開業するか、下條村の場合は、村長さんが積極的に広告を出して、テレビでもいろいろやって呼んてきて、市の担当の人をそこに住んでもらうようにするとか、それは行政の人が非常に少ない人数でやっているわけですね。だから、何でもできることで、借りるならお金を払って借りるのは当たり前だ

し、ただでもいいといえばただで住めばいいし、そのときに条件は、家主と借りる人の話ではないんですか。

先ほど、不動産屋ではないですかと秋山さんがおっしゃったけれども、それと同じではないかと思うのですが、どう違うのですか。厚労省のオーソライズが必要だと、期間はどうでもいい話じゃないですか。私の友人のところも夏の間、1週間いますし。長野県の田舎ですけれども、そんなのはいくらでもあることで、そこへ行ってスキーをやる人も、田んぼをやる人も、キノコをとる人もいるわけです。伝統工芸というのは、興味のない人から言わせればあくまでも趣味の話で、どう違うのですか。よくわからないのですが。伝統工芸を町として何かやりたければどんどんやればいい話で、違うんですかね。ちょっと乱暴な言い方ですか。どうしてもお話を見えないです。

○澤野 NPO がする部分については、伝統工芸というのは置いていただいて。

○大井田構成員 兵庫県庁の旅館業法を所管している方と詰められたのでしょうか、という思いがあるのです。兵庫県庁の旅館業法を所管している人はこれでいいと言ったのか。そうだったら、むしろその方のお話を聞きたいという気がしています。

○長見構成員 何で旅館業法になるのかかがわからない。

○澤野 繰り返しになりますけれども、短期間、有料で反復してそういう人を泊めるという場合には、やはり定期賃貸借契約ではなくて旅館業法の範疇であると。

○長見構成員 ですが、食事は出すわけではない。

○澤野 食事は出さない。

○長見構成員 そうですね。ほかのことは全部借りた人がするわけですね。

○澤野 その場合であっても、何らかのお金を取れば旅館業法の制約がかかります。

○池田構成員 旅館業法に該当するかどうか、先ほども話がありましたけれども、大きくは3つぐらいの要件があると思います。まず、宿泊料を設けているかということです。これについては名称の如何を問わず、宿泊の対価に当たるものということで、電気・水道等の維持費などの名目も事実上の宿泊料と考えられるというのは、国の方で出しています。ただ、実質的に食事を提供して、低廉な食事代程度であるというのが明らかにわかっているれば、それは宿泊料ではないという見方もできます。

もう一つは、寝具を使用して施設を利用する。山に行って小屋に座敷があって、寝具も使用しないで、そこにみんなが集まっているだけというのは寝具を使用してではありません。寝具を使用してその施設に泊まるというのがもう1つの要件です。

もう一つは、施設の管理や経営形態、その辺を総合的に見て、宿泊者のいる部屋も含めて、衛生上の維持管理責任者が営業者にあるのかという部分です。その3つが全部該当してくると、これは旅館業法の許可が必要になるという形になります。

一方では旅館業法逃れをしようとして、変なことを考える人もいると思いますが、兵庫県さんはその辺も当然危惧されているという部分はあると思います。ただ、今のお話の中で、衛生上の維持管理責任がどこにあるのかが、旅館業法に該当するかどうかの一つのポ

イントにもなるのかというふうに考えられます。ウイークリーマンションとか、マンスリーマンションのときにも、旅館業法逃れでやっているのではないかとか、いろいろ議論もされたところがあって、厚生省の方でも通知を出しています。そういうところで解釈しながら3つのポイント、宿泊料を受けているか、寝具を使用して泊まるのか、維持管理責任者がどこにあるのか、そこから総合的に判断していく。それが旅館業法の適用かどうかの判断という形になります。

今のお話だと、衛生上の維持管理というのは、1週間ぐらい泊まるとすると、部屋の掃除とか借りた方がやられるということですか。食事も自分でつくって。

○澤野 基本的にはそういう形をとりたいと考えておりますが、やはり問題は、1日、2日とか、短い期間であるところは、旅館とそう大差がないといいますか、そちらの方でとらえられてしまうところがありまして、そこをクリアーするのが課題になっています。

○堀江課長 前回言った話に戻りますが、おっしゃっていただいているように、旅館業として問題がないように、進めていきたいという前提があるという意味では感謝するわけですが、一方、 33 m^2 確保できないというところはちょっと引っかかっているというのがまず一つあった上で、幾つもそういうお宅があると思いますけれども、その中には 33 m^2 確保できるものもあるかもしれないわけとして、ただ、 33 m^2 あった、だからこれは旅館業法の旅館ですといって許可を取った途端に、いろいろな旅館のおやじ様としての責任というか、ルールというのがかかってくると思っています。 33 m^2 未満で旅館をやりたいと、そこはわかりますが、何丁目何番地のここでやりたいというところまではまだお聞きできていないというのがあって、実際には 33 m^2 以上とれるのではないかというふうにも感じつつ、 33 m^2 仮にあったところであれば、当然、旅館業法の旅館として許可を取られるわけで、こうした経験を積んでいただいた方がいいような気も一方でしています。

というのは、結構大変なのではないかというのがあって、実際帳場をどうするのかとか、管理人をどうするのか、それはぎりぎり最低基準ですから、最低基準のものに引っかけていったときには、一方で、旅館と認められた上ではいろいろ形でのルールがあって、それに耐えうるものなのかどうかというところの話を聞きできればと思っています。

○澤野 おっしゃる内容はよく理解できますが、今、この物件というところまでは特定できません。ただ、形としてあるのは、地元におられない所有者で、地域で使われるのであれば貸しますというようなお宅について、こういうものをできないかというところでございます。空き家によつては、 200 m^2 以上提供できる形もあるかもわかりませんが、問題は、旅館としての整備をするに当たって、当然、基準に合致できるように整備しないといけないわけです。その整備経費がかなりかかってくるというのが現状でございまして、地域の任意団体、NPOも含めて、それをするだけの資力がないわけです。何とかそこを最低限の整備ででき、また、リスクがない状態で事業が続けられるためには、今、農家の方が民宿をされているのと同程度の規制緩和をいただかないと現実性がないこともあります、背景にはございます。それで今回の申請をしたわけでございます。

○堀江課長 農家の場合は、まさにそこに農業があつて農業体験をするというのがセットの話で、その農業体験がきちんとできていないところもあるのではないかというところが、逆に問題になっているわけで、今は空き家の話だけをしていると思っていますので、空き家に、これを体験していただくというものは特にないというのが、一応あると思います。ここで、農業体験の話に引きつけて話をされるのもいいのですが、おっしゃっていただいているように、200 m²あるところもあれば33 m²もないようなところもいろいろあって、1戸33 m²以上の適当なところで始めて、旅館業法できちつと取って実績を積んで、やはりここは問題ですというような話の方が具体性は高いというようにも思われます。やはり、33 m²の壁が大きくて大変だという辺りが伝わるような気がするというふうに、自治体としては考えないので。先ほど大井田構成員から、衛生部も共同で提案いただいているのでしょうかねというのは、そういうところがあるのではないかという気がいたします。

○倉田座長 だいぶいろいろな意見が出ました。ありがとうございました。まだほかに何か強力な意見がありましたら。

○堀江課長 ここまでとこには空き家の話しかしていないような気もしていて、伝統工芸の方もあって、やや消化不良になっていますが、いかがしましょうか。

○倉田座長 伝統工芸とおっしゃいますのは、私はスキーをやったり山へ登ったり、田んぼをおこすのと同じ趣味の範囲だと思っていますが、どう違うか御説明いただけますか。伝統工芸というのは丹波篠山における伝統工芸かもしれないけれども、よそにとっては、木屑ではないかという意見もあるわけです。それはどこに行っても同じです。評価する人と、評価しない人がいて、だからあくまでも趣味の範囲。地元では伝統かもしれないけれども、それをいいと思うか、思わないかというのは、個人の趣味の範囲ですから、それはいいとして、丹波でそれを伝統としておこしたいのなら、町を挙げてやるなりすればいい話ではないかという考え方があります。

○澤野 伝統工芸も、見ようによつては委員のおっしゃることかと思いますけれども、今、農家民宿でやる農業体験というのはやはり余暇の創造です。それと同じように伝統工芸も扱っていただきたいという趣旨でございます。

○倉田座長 それは地元でやればいい。否定するものではありません。ですから、何か大きな問題として議論する話かというところが私は疑問に思つてゐるだけで、それは大いに地元が大事だと思えばやればいいし、こちらではスキーおこしが大事だ、こちらは田んぼをやる人がいなくなつたから、田んぼに来てくれる人はいないかといつて募集しているところはいっぱいあります。ですから、それは地域によってねらうものはみんな違つていて、人に来てもらって体験してもらつて、先ほど澤野さんがおっしゃつたように地元に定着してくれればいい。人が逃げ出したところへまた来て定着すればそれはいいのですが、サイクルがグルグル回るだけの話かと思ひますが、それはそれでよろしいわけです。

まだ、たくさん見えないところがありますが、何か意見はございますか。

○長見構成員 今の伝統工芸の方は、厚生労働省としては農家民宿と同じ扱いでは何がま

ずいのですか。

○堀江課長 農家民宿の方は農業体験をするという大目的があって、法律ができて、旅館業法の規制を超越する部分ができてきて、ただ、その場合に、農家に泊まって、宿泊というよりも、むしろ農業体験をするところに趣旨がある。かつ、農業、漁業の場合だと、朝5時、6時、4時かもしれませんけれども、畑作業あるいは漁に出かけるというようなことのつながりからいければ、宿泊もしていかないと起動できませんね、というようなことがあったのだろうというふうにこの話を理解しております。

伝統工芸は、勿論、法律がないというのはありますけれども、法律がないだけではなくて、どういう体験を宿泊が必ずセットでないとできないほどのものがあるかというところは、まだわかっておりませんという辺りを、前からしています。近所で適当なところに泊まっていただくという手段はとれないのだろうかというようなことを、ここの検討会では話をしてきているということです。

○倉田座長 伝統工芸でも田んぼでも構わないですかけれども、それは地元で来たい人が来ておやりになればいい話だと思います。旅館の法律がどうという範囲なのか、その外ではないかと私は思いますが、私がいるところの田舎の方に来ている人は、知っている関係で来て、10日も20日も泊まって、近くの農家に行って田んぼをほじくるのを手伝って、いい体験でしたと都会へ帰っていく。それはそれで別に旅館にも何も関係ない話です。というのはどこでもやっているわけです。

逆にこういう国のルールの中にはまらないと、誰が困るかわかりませんが、不特定多数の人をお迎えしたいという趣旨ですね。個人個人の関係で放棄された廃屋に泊まって、その辺で楽しもうということではなくて、きちんとしたところへ行って、衛生状態がよくて、衛生状態がいい悪いというので、基本的に下痢するか何かそのぐらいの話で、埃があって人は死にませんから、そんな話だったら廃屋へ行ったから人が何かなるわけではないわけで、何かを整えなければいけないとか、少し考え過ぎではないかと私はお話を聞いているのですが、ルールをきちんとしなければ動けないという話なのか。実際には、そういうことに関係なく世の中は進んでいると思います。そこはどうですか。そのお答えを聞いて、この議論をどうするかということをお聞きしたいと思います。

もう一言、私が言ったことに関して、乱暴な言い方かもしれませんのが、どうしたいのかが見えないです。村おこしをするのであれば勝手にすればいい。伝統工芸をやるのであれば勝手にやればいい。これはあちこちでいろいろ知恵を絞ってやっているわけです。それを旅館の法律の中での話なのか、そこが先ほどお聞きしている範囲ではどうしても見えないです。大井田構成員から質問しましたように、県でそちらのルール関係のことに関して、今、澤野さんが説明されたようなことが、自治体の大きな単位としての県が、そのことに対してどういう方向でいるのかということも含めて御意見をいただきたい。

○長見構成員 今、課長がおっしゃったように、厚生労働省としては、こういう形態は余り好ましいと思っていないのではないかですか。

○倉田座長 そこまで踏み込むのかということでしょう。違いますか。

○堀江課長 私は、この話でいくと少し理屈の話が先行していて、実体感が余り出てきていらないというところが、使うエネルギーの割にどうなっているのだろうかという気がしています。断定的なことを言う気はないですけれども、一つは、33 m²を超すところでの経験みたいなものがあって、やっていくと、こういうところができないので、もっとここを緩めてほしいというところまでまだ行っていないというところが、仮に認めて、進めましたという話になるのが、やや疑問というのが一つあります。

もう一つは、それこそ池田課長の方が規制の現場に詳しいので教えていただきたいところがありますが、仮に33 m²を超すものであれ33 m²未満のものであれ、旅館として始めたときに、こんなやり方をして本当の旅館としての運営が、お迎えできる自信があるのか。ルールがクリアーできればあとはしっかりとります、というようなものになるのかどうかという辺りが、もう少し具体的に見えていないというところはあります。

○倉田座長 それは考え過ぎなんですよ。みんな住んでいた人がここでは住めないと逃げ出した後に行って、体験したいのだったら、そこで何もケアされないところでやつたらいのです。そのおうちを借りるなり何なり、10日でも20日でも、そういう話であって、そこにいろいろルールを持ち込むと、何のために山の中に行って、人が住めなくなってしまったところで、そこにわざわざ行きたいというのなら、そこで生きてみればいいんですよ。燃料がなければ石油をかついでいけばいいのだし。

○堀江課長 旅館として認めたら、旅館業の。

○倉田座長 認めてほしいというわけですか。旅館として認めてしまったら意味がないのではないかですか。きれいな都会のビジネスホテル並みのものがそこに用意されなければ、都会の人に行かなくなるわけですか。

○堀江課長 旅館業法の規制に入りたいとおっしゃっているわけでしょう。

○阿部（兵庫県地域振興課主査） そういうことです。

○倉田座長 それでしたら、その地区でお決めになって、それがルールに合うか合わないかということではないですか。

○堀江課長 旅館業法の規制に入りたいとおっしゃっているわけなので、それは立派なことだと思いますけれども、ただ、入った上で、こんな運営だったのですということでいくと、まさに旅館業法の許可権者であるところの兵庫県庁の問題ではないか、とならないような運営ができるのだろうかという辺りを私はさっきから聞いているのです。

○倉田座長 それは大井田委員も先ほど言ったように、県とちゃんと相談されたらどうですかという話でしょう。

○堀江課長 特区申請を知事が責任を持って出されているわけですから。知事は最高決定者としてそこも腹に入れてやっていただいていると、当然のことだと思います。

○倉田座長 ですから、それは自由に、ルールがあるので、つくってやる分にはいくらでもやればいいので、田んぼおこしなり、木彫りなり、33 m²も含めて、今までルールがあれ

ば、その中でやるならそういうふうにすればいいだけの話です。しかし、捨てられた民家に行って住むなら住むで、それはいい体験で、そのまま住みたい人が学生でも若い力でやればいいので、それは旅館業法とも何も関係なくて。

○堀江課長 旅館でやりたいとおっしゃっているわけだから。

○倉田座長 旅館でやりたいのなら、今の法律の下でやるべきです。

○堀江課長 それではきついから緩くしてほしいとおっしゃって、要望するのはいいけれども、本当にきついかどうかというところが、この委員会に伝わってこないというのが私の話です。

○倉田座長 それは兵庫県と一度決められたらよろしいのではないですか。私は旅館業はわかりませんけれども、聞いている範囲では、趣味と何かを含めて全部やりやすくなるようにしようというお話というふうに理解していますが、そういうルールを取つ払って、そういうところでやりたい人がおやりになればいいという、個人の話だと私は思っております。どう見ても、国が関与する話かなと最初から伺っているのですが。でも、ルールに従ってやりたいのだったら、ルールどおりのものを用意されればいいということではないですか。違いますか。

何を緩めればいいのですか。規制を全部緩めるのであれば、規制は最初から要らない。だから、33とか3.3というのは、古い農家に行って住みたいのなら、トイレが何m²で水洗トイレで、それだったら行くべきではない。当たり前ですよ。私の山小屋、今、水洗トイレができましたが、ついこの間まで、山小屋というのはそんなものはなかったですから。では、そこは営業禁止かというと、ちゃんと山小屋はルールの下に山小屋の法律があってやっていたわけです。そういうことを考えたら、田舎の捨てられた家なんて立派なもので、山小屋に比べれば。そのように、ものをフレキシブルに考えればよろしいのではないですか。

○堀江課長 そういう意味では、旅館業法の規制にかかりたい、立派なおうちがあるのなら、倉庫があってそこが片づかない。悪いけれども、それを片づける努力ぐらいはしてみてから、1軒はできたと。次のところは、どうもそれは33がネックになっているというような話になってくるとわかりやすいけれども、もう少し不安なところがあって、大体33入り切りのような旅館がどれだけあるのですか。佐藤さん。

○佐藤臨時構成員 ないです。

○渡辺構成員 今までの話を聞くと、要するに兵庫県の要望というのはかなりトップダウンで、結局、最初から旅館業をやることになっています。日本には全国どこでも空き家があり、別に兵庫だけの問題ではありません。山梨の田舎の方でも農家の方で空き家がいっぱいあって、少子化で子供が少なくなって、子供たちは新築した家に住んで、母屋は誰も住まなくなっています。空き家を何とか利用したいというのはわかりますが、それを旅館にするというのはかなり乱暴な意見で、地域活性のためにはどうしたらいいか、つまり、旅館業にするのであれば旅館業法にのっとったやり方に改築するなり、責任者を置